

# 時間がない方にはこれだけ読めばOK 図解でわかるインボイス

インボイス制度とは、2023年10月からスタートする、消費税の新しいルールのことです。  
消費税の仕組みはそもそも複雑であり、そのため、インボイスもわかりにくいのですが、全体をざっくり掴むための要点のみをまとめました。

## 1 消費税納税の基本



(注)

なお、現在消費税率には10%と8%の2種類がありますが、ここではすべて10%と仮定します。

また消費税の課税方式には、通常の方式(本則課税)、と基準期間の課税売上高が5,000万円以下の場合に選択できる「簡易課税」と呼ばれる方式があります。ここでは、特に断りのない限り、本則課税を前提にして説明します。

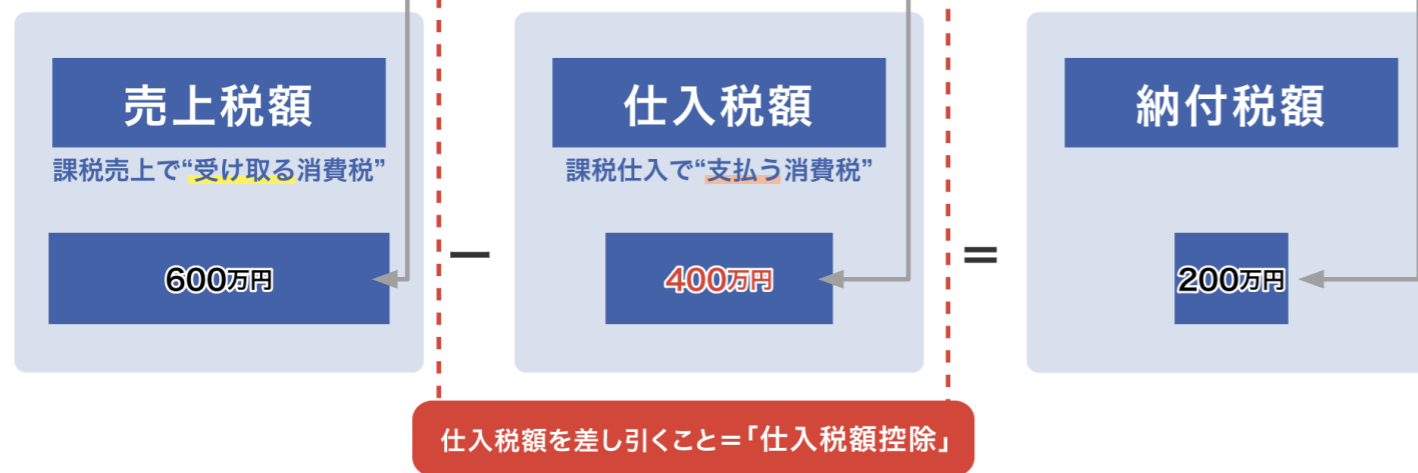
### 消費税の基本

売上税額(売上によって得た消費税)から仕入税額(原価や経費等で支払った消費税)を引いた額を納税するという考え方

消費税を受け取る売上 = 「課税売上」

消費税を支払う売上 = 「課税仕入」(消費税が課されない売上や仕入もあります)。

## 2 仕入税額控除とは



「仕入税額控除」 = 仕入税額を差し引くこと

課税仕入で「支払う消費税」

課税売上で「受け取る消費税」 = 「売上税額」

課税仕入で「支払う消費税」 = 「仕入税額」

売上税額 - 仕入税額 = 税務署に納付する「納付税額」

仕入税額は控除されていた

## 3 インボイス制度による仕入税額控除のルール変更

2023年10月～

適格請求書等(通称インボイス)がなければ、仕入税額が控除できなくなる!



インボイス制度の主要内容 = 「仕入税額控除」のルール変更

仕入税額控除を計算するためには、適格請求書等の交付を受け、保存する義務が生じる

通称「インボイス」

インボイス制度開始前

仕入先や外注先などに支払った消費税額(例なら400万円)を、特に制限なく控除することができた

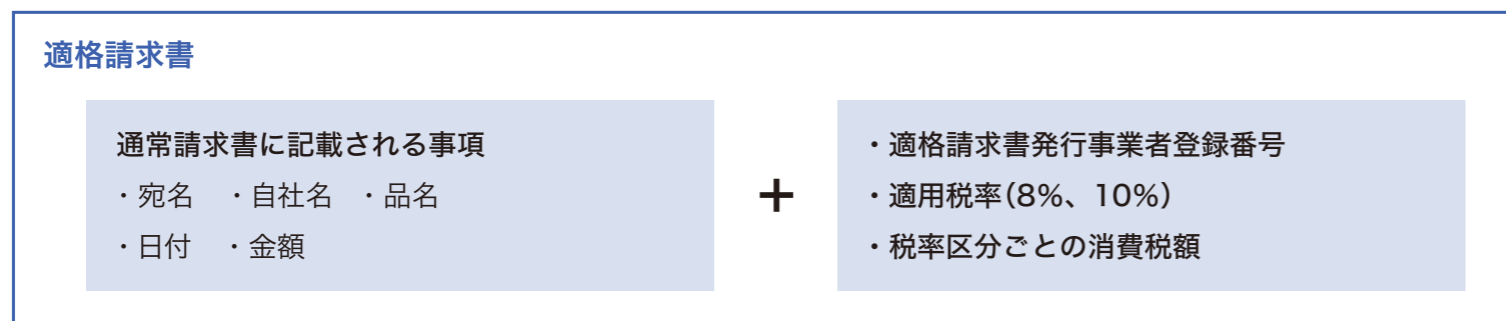
インボイス制度開始後

- ① 仕入先等が「適格請求書」等を発行
- ② 受領・保存する必要がある

適格請求書等(インボイス)がなければ仕入税額控除として計上することができなくなる



#### 4 適格請求書とは



- ・ 様式自体は法令等での定めはなし。手書きもOK
- ・ 取引先に左記の事項が伝えれば名称は問われない。

「請求書、納品書、領収書、レシート等」もOK

#### 5 インボイス制度開始後に、仕入先から適格請求書が発行されないようになるのか？



インボイス制度開始前  
消費税では税の「受け取り」と「支払い」が一致

インボイス制度開始後  
仕入先等から適格請求書が発行されない場合  
受け取る消費税<支払う消費税になる可能性がある

適格請求書(通称インボイス)がなければ、仕入税額が控除できなくなるため(図3参照)

適格請求書(インボイス)を受領していない場合の受け取る消費税額と、支払う消費税額



## 6 適格請求書が発行できるのは適格請求書発行事業者だけ

### 適格請求書が発行できる事業者の条件

- ・ 適格請求書発行事業者として、税務署に登録されている
- ・ 消費税課税事業者である(適格請求書発行事業者として登録を受けるための要件)

- ・ 消費税免税事業者(※)、課税事業者であっても適格請求書発行事業者ではない事業者は、適格請求書が発行することができない。  
(※)基準期間(前々年度)の課税売上高が1,000万円以下の事業者など
- ・ 適格請求書の発行や受領は義務ではない。

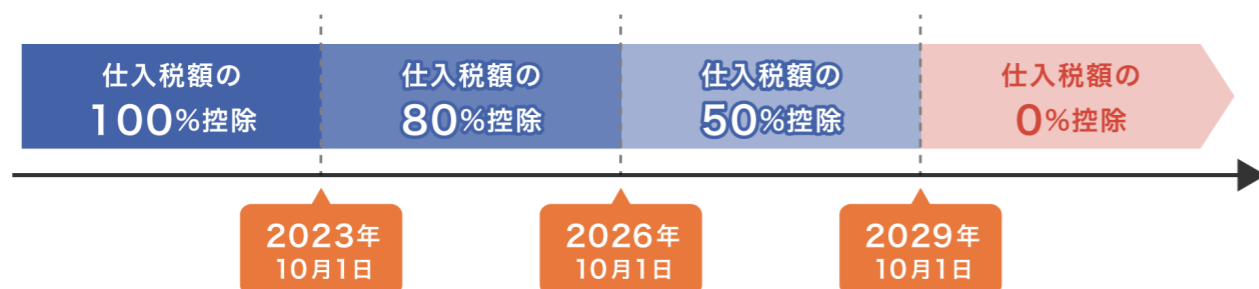
## 7 インボイス制度の経過措置と特例措置

### ① 免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置

免税事業者等からの適格請求書がない課税仕入についても、6年間は一定割合を仕入税額として控除できる経過措置がある。

2023年10月1日～2026年9月30日：仕入税額相当額の80%

2026年10月1日～2029年9月30日：仕入税額相当額の50%



## 8 消費税簡易課税制度を選択している場合

仕入税額控除をするための仕入税額は、実際の仕入で支払った消費税額に関わりなく、業種ごとにあらかじめ定められた一定割合で計算

### ② 適格請求書等保存方式における特例

「3万円未満の公共交通機関による旅客の運送」  
「卸売市場においておこなう生鮮食料品等の譲渡」等、  
事業の性質上、適格請求書を交付することが困難なもの

適格請求書の交付がなくても  
仕入税額控除が可能

### ③ 1万円未満の課税仕入れの特例

- ・ 基準期間における課税売上高が1億円以下である事業者
- ・ 特定期間(前事業年度上半期の6か月間等)における課税売上高が5,000万円以下である事業者

制度開始後1万円未満の課税仕入については適格請求書を保存しなくても、6年間帳簿のみで仕入税額控除ができる。

### ④ 免税事業者が課税事業者となる場合の特例

3年間に限り、売上税額の20%を納付すればよい。

簡易課税事業者が買い手となる場合は、受領した適格請求書等の有無による仕入税額控除への影響を受けず、適格請求書等を保存する義務もない

